

2020年5月20日 第8報

関係各位:

世界 187 ヶ国及び地域で蔓延している「新型コロナウイルス」感染症に関し、台湾交通部観光局より 5 月 19 日付で、感染拡大の防止と予防という点に鑑み、中央感染症指揮センターの防疫措置に則り、台湾国内の旅行社による国内外ツアー催行及び受け入れを 5 月 31 日まで一時中止としていた措置を 6 月 30 日まで延期します。また台湾交通部では、台湾国内での感染発生者が安定して無いことから、中央感染症指揮センターの防疫新生活運動に呼応し、三段階での防疫安心旅行と各公共交通の感染抑制緩和方針が発表されましたので、お知らせ致します。ご参照ください。

- 1. 台湾の新型コロナウイルス感染者は 5 月 19 日時点にて、感染者 440 例(輸入患者 349 例、本土患者 55 例及び海軍の敦睦艦隊発生患者 36 例)となっており、台湾本土感染者は 37 日間、台湾での新たな感染者も 12 日間連続で発生しておりません。
- 2. 交通部の指針(抜粋)
 - 第一段階【5/27-7/31】台湾国内旅行業界による視察ツアーの実施、ソーシャルディスタンスを取ったうえで、6月1日から台鉄、高鐵車内での飲食解禁、食後マスクの着用を継続。6月25日端午節連休から立ち席や自由席の販売禁止を解除する。
 - 第二段階【8/1-10/31】安心旅行と公共交通抑制の緩和を拡大。台湾国内の団体旅行やFITの宿泊、テーマパークの入場、台湾観光バス、郷土色豊かな旅行等優待推進案を実施。8月1日より台鉄、高鐵での飲食、車内販売の解禁、前後左右空席という「梅花座席」販売制限を解除。桃園空港ターミナルへの立ち入り制限の解除、更に感染状況と中央感染症指揮センタ

ーの指導の下、マスク着用、体温測定とソーシャルディスタンスの制限を 解除する。

第三段階【10/1-12/31】世界の感染状況がまだ厳しい状況にある為、国際観光の緩和指針は、第三段階期間にて実施、中央感染症指揮センターと外交部の評価により、感染抑制に成功した国との「国際観光連盟」を推進し、各主要マーケットの水際対策及び台湾との直行便運航状況に応じて、国際間での訪台マーケットの復興と誘致を目指すものとし、同時に中央感染症指揮センターの段階的な水際対策の緩和に合せて、トランジットの制限解除や帰国者の公共交通の利用許可、クルーズの寄港及び中国との空と海の直行便、金門、馬祖の船舶運航を順次開始していくとしています。

- 3. 現段階では、国籍を問わず、入境、航空機のトランジットを禁止。例外として、居留証、外交公務証明、ビジネス契約履行証明またはその他の特別な許可が必要。(但し入境後に14日間の自宅又は指定ホテル滞在の検疫対象になります)。
- 4. なお台湾当局では、今後の日本における「新型コロナウイルス」の発症状況に応じて、入国措置は変更の可能性があります。随時情報の更新に注意して下さい。

台湾観光局·台湾観光協会 東京事務所 所長 鄭 憶 萍